

平成23年度 住宅用太陽光発電システム 設置費補助事業を4月7日から始めます

新エネルギービジョンで「豊かな太陽エネルギーと緑あふれる田園都市の特性を活かし、資源循環型モデル都市『三豊』を目指す」と基本理念を提唱しました。このことから、太陽エネルギー(クリーンエネルギー)の利用促進による地球温暖化防止および市民の環境意識の高揚を図るため、太陽光発電システムの設置費の一部補助を実施します。今年度の受付は、4月7日(木)から開始します。事前受け付けはしていませんので、工事の着工には十分留意してください。

補助対象(次の条件をすべて満たす人)

- ・市内に住所を有し、自ら居住または居住しようとする市内の住宅にシステムを設置する人
- ・市税を滞納していない人
- ・この事業による補助金の交付を受けたことがない人
- ・一定の品質・性能が確保され、メーカー等により10年以上の出力保証がされているもの

補助金額

- ・1kw当たり5万円で、太陽電池モジュールの出力4kwの20万円が上限
- 出力1kw未満の端数があるときは、小数点以下2位未満の端数は切り捨てます。

補助制度の申請期間および場所

- 申請期間** 4月7日(木)～平成24年3月1日(木)
- 申請時間** 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜・祝日は除く)
- 申請窓口** 環境衛生課(三豊市役所1階)
- 受付** 4月7日(木)午前8時に受付場所を開場し、8時30分より受け付けします。午前8時30分の時点で、申請件数が150件以上の場合には抽選いたします。前日等からの順位待ちはお断りしていますので、厳守してください。



その他

- ・予約申請時には、設置工事中の現況を確認できる写真と設置工事請負契約書等のコピーが必要です。
- ・募集要領や予約申請書(様式第1号)は、環境衛生課または各支所に置いてあります。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。
- ・補助事業を受けた人は、設置後2年間はデータを報告していただきます。
- ・申請受け付けは、予算額(3,000万円)に達した時点で終了しますのでご了承ください。

▶ 問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

市営住宅入居者募集の中止

先般発生した東北関東大震災により、被災者の多くの方が、避難所において大変不便な生活を送っています。

これを受け、三豊市では被災者の救済にあたり、市営住宅の提供可能な空き室を確保するため、入居者募集を当分の間、見合わせることにしました。市民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしく願います。

問い合わせ 住宅課 ☎73・3045

ふるさと納税のお願い

「ふるさと納税」とは、ふるさとへ応援したい、貢献したいと思う三豊市などの地方公共団体へ寄附をすることです。

皆さんからいただいた寄附金は「ふるさと三豊応援基金」に積み立て、翌年度に「ふるさと」の教育、子育て支援に関する事業、「ふるさと」の自然環境保全に関する事業、「ふるさと」の父母のための福祉に関する事業」など6事業で活用させていただきます。寄附金は1件5千円から受け付け、3万円以上ご寄附いただいた市外在住の方には、ふるさと三豊のフルーツをお贈りします。

市指定の「寄附申込書」に必要事項を記入のうえ、郵便・FAX・Eメール等でお送りください。申込書は市ホームページからダウンロードしていただくか、お電話いただければお送りします。全国からの応援をお願いします。



申し込み・問い合わせ 秘書課 ☎73・3001

有害鳥獣駆除対策補助事業

12月末までに農業振興課または各支所へ申請してください。(購入後の申請は受け付けできません)

補助内容	補助率
市内狩猟免許取得者および防除従事者がくくり罠・箱おりを新規に購入する経費	事業費の1/3以内 限度額 ・くくり罠 20,000円 ・箱おり 50,000円
有害鳥獣駆除許可を受け、4月1日から10月31日までにイノシシを捕獲した場合	1頭につき 10,000円以内
農作物を守るためのネット・トタン・電気柵の設置経費(材料費のみ・電線類は除く)	事業費の1/2以内(他の補助金等を受けた場合、事業費から他の補助金等を除いた額の1/2以内) 限度額 100,000円
市内在住者が狩猟免許を新規取得する受検手数料・初心者講習会受講料(合格者のみ)	事業費の1/2以内

※農林業者が、銃器以外の方法(網、わな)で、自分の耕地で有害鳥獣を捕獲する場合、狩猟登録がなくても網猟免許・わな猟免許を所持していれば、許可を受け捕獲することができます。有害鳥獣駆除対策事業補助を受けられます。

問い合わせ 農業振興課 ☎73・3040

農用地利用計画変更申し出の受付を一時停止

平成23年度の農業振興地域整備計画の全体見直しに伴い、現在年3回(4月・8月・12月)行っている個別見直しによる農用地利用計画の変更申し出(農用地区域からの除外・農用地区域への編入・用途区分の変更)の受け付けを一時停止します。

停止期間(予定)
平成23年8月分～平成24年2月分
代わりに6月に変更申し出の受け付けを行います。

問い合わせ 農業振興課 ☎73・3040

少年育成センター

今月は、子育て用リーフレット「健やかな成長を願って(幼児期用)」の概要をお知らせします。^幼児期(3歳～5歳)

手は離して目は離さず

幼児期は、自立性を育てる時期です。この時期の子どもは何でも自分でやりたがり、達成感や失敗感を感じながらバランスのとれた人格を形成していきます。子どものやる気とする気持ちを大切に、手や口を出しすぎず、やさしく見守りたいものです。しかし、すべて子ども任せにするのではなく、しつめるべきことは、きちんとしつめましょう。少年後期(中学校期)の「非行」「いじめ」「不登校」には、乳幼児期からの生活習慣が大きく関係していると言われています。三豊市の「だから」である子どもたちも心も体も健やかに育つことを願い、子どもとふれあいのある家庭をつくりましょう。

親子の信頼関係が一番

- ・1日1回は心をこめて抱きしめてあげる
- ・一緒に食事をして1日の出来事を話し合う
- ・子どもと一緒に外で遊ぶ
- ・家族間の優しいやりとりが一番の見本
- ・子どもは親のかがみ、親が良い手本を示すしつめるべきはしつめる
- ・あいさつと返事がきちんとできるように
- ・悪いことは悪いと根気強く教える
- ・最後まで頑張ってやり遂げるように励ます
- ・こんなことをしていませんか
- ・子どもがやりたがっているのに先に親が手を出す
- ・乱暴な言葉や差別的な言葉を使う

問い合わせ
少年育成センター
☎62・1115

少年相談コーナー
心子救
相談電話 ☎62・1116

市営墓地の使用募集

詫間中央霊園(詫間町)と久保谷霊園(三野町)の使用を募集します。希望される人は、次の募集要項を確認のうえ、環境衛生課または各支所にお問い合わせください。

久保谷霊園	詫間中央霊園
(所在地)三野町大見甲 (募集区画)2区画(4.25㎡) (永代使用料)300,000円	(所在地)詫間町詫間 (募集区画)169区画(3~7.78㎡) (永代使用料)402,000円~722,260円

● 資格要件(どちらかの要件を満たす人)

- ・市内に本籍がある人
- ・市内に引き続き1年以上住所を有する人

● 申し込み

申請書は環境衛生課各支所にありますので、必要事項を記入のうえ提出ください。墓地は私有地であっても、法律により設置することが禁じられています。

問い合わせ 環境衛生課 ☎73・3007